

## 令和4年度 第2回 公共調達監視委員会議事内容

令和5年3月8日

※審議対象一覧表の案件（22件）について概要を説明後、委員からの質問に対して答弁したもの。

**No.2～4 随意契約**

委員：電気設備を熟知した業者でないと難しいのか。そんなに特殊性がある工事なのか。

事務局：工事を実施するにあたり参考見積を徴取するため数社に見積を依頼したが、（配線などを熟知した）保守契約業者のみが施工可能との回答を得た。保守契約締結業者以外は基本的には工事を行えないものと聴取したため随意契約を行うこととした。また、特に高松所の高圧受電設備更新については、機器の耐用年数が10年のところ23年以上が経過しており、緊急性があった事案であったため急いだこともある。

委員：1社しか来なくても、入札を行うのが適切。同じ庁舎内になるので、判断に悩んだ時には、公正取引委員会に相談してみても良いのではないか。

事務局：承知した。今後も高圧受電装置については耐用年数経過に伴い工事が予定されているため、いただいた意見を参考に、入札を実施していきたいと考えている。

**No.12～13 香川労働局助成金センター開設に係る作業**

委員：4つに分割したとのことであるが、業務の分け方について教示されたい。

事務局：部署ごとに分けたものである。結果的には同じ四国特機が落札となった。金額が大きいと納入時に人数を確保するため外注を行うのが大変であると聞いたことがある。

委員：金額的にということであれば、後の2つはまとめられたのではないか。

事務局：確かにそうであるが、結局は、部署ごとに分けたため分割したものの。

**No.1 高松・さぬき公共職業安定所における電話交換機設備更新**

委員：落札率が非常に46.3%ということで低いようであるが、理由は何か考えられるか。

事務局：参考見積をNTTから徴取して予定価格を設定したため、比較的高額であったことが原因であるとみられる。

委員：入札参加者が2者ということは、もう1者は予定価格に近い金額であったということか。

事務局：そうである。もう1者はNTTであったが、金額が（予定価格に近い金額で）高額であったため落札とならなかった。

**再委託について**

委員：公共調達審査会の審議内容の議事録中に、「怪しい再委託」との文言があるがこれは何のことか。

事務局：本省の案件である。

委員：労働局で再委託が行われる案件もあるのか。

事務局：清掃や警備で再委託がされることはほぼないが、契約書上、再委託するときはこういう書面を出すようにとか、当局の承認を受けてからとか、契約金額のうちのこれだけ以下しか契約してはならないとか、管理部分は再委託してはならないとか、が決まっている。また、委託事業な

どで、受託者が自分のところではできないので、例えば広報に使うパンフレットの入札だけを別の業者に再委託する件が年間何件かある。

委員：今回の対象案件でもセミナーがあったと思うが、その中で再委託はなかったか。

事務局：だいたい委託事業でおこなわれる案件は4月からであるが今回の対象ではなかったと認識している。委託事業が終わった後に清算の報告を受託者に求める。少額のものであれば事前の承認も不要である。過去の事例で、社印を受けずに再委託した事例はなかったものと認識している。

以上